る議決権行使書面の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により優先出資者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、主務省令で定めるものをいう。第四十五条第一項第六号及び第六十一条第一項第十五号において同じ。）について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるもの」とあるのは「優先出資法第四十条第四項に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知を発した日」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百二条第一項」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知には、同項に規定する定款で定める」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することについて」と、「（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

六　第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第四十五条第三項中「（当該判決に係る事項について従たる事務所に登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」を削る。

第六十一条第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第一号及び第四号から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

（保険業法の一部改正）

第四十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条の三十七」を「第五十三条の三十八」に改める。

第四条第一項第三号中「以下同じ。）にあっては取締役、」を「第八条の二第一項第二号、第二百四十九条の二第三項、第二百七十二条の二第一項第三号及び第三百三十三条第一項第十七号において同じ。）にあっては取締役、」に、「以下同じ。）にあっては取締役及び」を「第八条第一項、第八条の二第一項第一号、第百三十六条の二第一項、第二百七十二条の二第一項第三号及び第二百七十二条の十第一項において同じ。）にあっては取締役及び」に改める。

第八条の二第一項第二号中「以下」を「次号及び第二百七十二条の二第一項第四号において」に改める。

第十二条第一項中「第三百三十一条第一項（」を「第三百三十一条第一項第三号（」に、「同法第三百三十一条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号」を「同号」に、「保険業法」を「、保険業法」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、株式会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

第十七条の五第二項中「第八百十条」とあるのは「第八百十六条の八」とあるのは、」に、「第八百十条」と、「の規定」とあるのは「」を「第八百十六条の八の規定」に、「の規定」とする」を「」とする」に改める。

第三十条の八第六項中「清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」を、「指名委員会等設置会社」の下に「（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」を加え、「保険業法第三十条の十第一項」を「同条第一項」に改め、「設立時取締役をいう。以下この項」を「及び第八百三十六条第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第三十条の十第一項」に改め、「設立時監査役をいう。以下この項」の下に「及び第八百三十六条第一項」を、「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員」の下に「（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を加え、「保険業法第三十条の十第二項」を「同法第三十条の十第二項」に改める。

第三十条の十第二項中「監査等委員会設置会社」の下に「（監査等委員会を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第二項、第八十四条第二項第九号、第百六十一条第二項、第百六十三条第二項、第百八十条の三第四項、第百八十条の四第二項及び第四項並びに第三百二十二条第一項第六号において同じ。）」を加え、同条第四項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下に「この節及び第百八十条の四第四項において」を加え、同条第六項中「含む。）」の下に「において読み替えて準用する会社法第三百三十一条第一項、第五十三条の二第二項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「会社法」を「同法」に、「第三百三十七条第一項若しくは第三項」を「第三百三十七条第一項若しくは第五十三条の七において読み替えて準用する同法第三百三十七条第三項」に改め、同条第八項中「を除く」を「（指名委員会等を置く相互会社をいう。以下この節、第九十六条の四の三第一項、第百八十条の三第五項並びに第百八十条の四第三項及び第四項において同じ。）を除く」に改め、「において」の下に「、同法第四十七条第一項中「設立時取締役は」とあるのは「設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この条及び次条において同じ。）は」と、「取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合には」とあるのは「指名委員会等設置会社（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。次条第一項において同じ。）である場合を除き」と、「監査等委員会設置会社（同法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」とあるのは「監査等委員会設置会社（同法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「設立時監査等委員」とあるのは「設立時監査等委員（同項に規定する設立時監査等委員をいう。）」と読み替えるものとするほか」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　第五十三条の二第一項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。